

コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針
(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>本監督指針で例示されている態勢整備や金融機関が発揮すべきコンサルティング機能が、全ての金融機関に対して、一律・画一的に求められることないようしていただきたい。</p>	<p>本監督指針Ⅰ－２等にお示ししているとおり、指針の運用にあたっては、各金融機関の規模、特性その他の個別の状況等を十分に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとしております。</p>
2	全般	<p>窮境企業にとって、金融機関からのアドバイスは支援の前提条件として受け入れるが、そのアドバイスが裏目に出たときの金融機関側のリスク(債権者会議等での金融機関への責任追及等)が高いことへの配慮が欠けている。</p> <p>また、金融機関関係者の再建における実務経験・能力等からも、窮境に至った企業へのコンサルティングは教科書的なアドバイス等にとどまり、効果が限定されると思われるため、金融機関はあくまでもコンサルタントを企業に紹介する仲介役にとどまるべき。</p> <p>金融機関は、中小企業再生支援協議会等で経験を積んだ、評価できるコンサルタントと連携できれば、費用もリスクもなく、プロに任せて進捗状況のモニタリングのみを行なうことができる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、債務者の経営改善や事業再生等のためには、何よりもまず、債務者自身が主体的に取り組んでいくことが重要であり、金融機関は、こうした債務者の自助努力をコンサルティング機能を発揮することにより最大限支援していくことが求められています。その際、金融機関が行うアドバイス等が一方的なものとならないよう、債務者に対して十分な説明を行い、債務者の主体的な取組みを促すことが重要と考えます。この趣旨は、本監督指針Ⅰ－１、Ⅱ－１(２)等に記載しております。</p> <p>また、本監督指針Ⅲ－２(３)にお示ししているとおり、金融機関は、人材やノウハウの不足を補うために、必要に応じて、適時適切に、中小企業診断士等の外部専門家、外部機関等と連携するとともに、人材育成やノウハウの蓄積等に努めることが重要と考えます。</p>
3	Ⅱ－２(１)ソリューションの提案	<p>「税理士、弁護士、サービサー等との連携により債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討」とはどの様な趣旨か。</p>	<p>債務整理等を前提とした債務者の再起に向けた最適な方策を検討するにあたっては、法務や財務等の専門家と十分に連携することが重要と考えます。また、債務者の返済負担が軽減され、再起につながるような十分な連携のもとにサービサー等へ債権売却することも考えられます。その際、金融機関は、提案するソリューションの内容や目指すべき方向性などについて、連携先と認識の共有を図るとともに、債務者の納得性を高めるために十分な説明に努めることが重要と考えます。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	Ⅱ-2(1)ソリューションの提案	<p>参考の表中で、「経営改善が必要な債務者」の類型に対応する「金融機関が提案するソリューション」を、「ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援するほか、貸付けの条件の変更等を行う」としている。「販路の獲得等の支援」と「貸付けの条件の変更等」の二つを並列的に金融機関に求めたものと理解したが、「販路の獲得等の支援」には前段に「ビジネスマッチングや技術開発支援により」とあるのに対し、「貸付けの条件の変更等」には前段がないために、並列的に読みづらい印象を持った。</p> <p>また、経営改善によって経営の健全化を図るには、「販路の獲得等」や「貸付けの条件の変更等」以外に「債務者自らが経営課題の改善状況を把握できる体制」が重要であると考え。よって、「ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援するほか、貸付けの条件の変更等を行う」に、「債務者自らが経営課題の改善状況を把握できる体制を整備する」を追加することを提案する。これにより、連携先である税理士、中小企業診断士、経営相談員の専門性をさらに活かせると思う。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本監督指針Ⅱ-2(1)の参考の表中の「事業の持続可能性等の類型」や「金融機関が提案するソリューション」等は、あくまで例としてお示しているものであり、金融機関は、これらを参考にしつつ、債務者の状況や各金融機関の規模・特性等に応じて、適切なコンサルティング機能を発揮していくことが求められます。なお、同表中の「経営改善が必要な債務者」に対するソリューションとしては、売上高の増加につながるような事業面での支援としてビジネスマッチングや技術開発支援による新たな販路の獲得等の支援、返済負担を軽減するための財務面での支援として貸付けの条件の変更等を、それぞれ例示しております。</p> <p>また、本監督指針Ⅱ-1(2)において、金融機関は、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携しながら、債務者が自らの本質的な経営課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、債務者がその解決に向けて主体的に取り組んでいくよう促すこととしております。</p> <p>さらに、本監督指針Ⅱ-3において、ソリューションの実行後も、金融機関は、必要に応じて連携先と協力しながら、実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくこととしております。</p> <p>このように、金融機関において、必要に応じて連携先と協力しながら、債務者の主体的な取組みを促していくことで、債務者自らが経営課題の改善状況を把握することにつながるものと考えます。</p>
5	Ⅱ-2(1)ソリューションの提案	<p>金融機関に対して、「事業の持続可能性が見込まれない債務者」には「条件の変更等の申込にたいして機械的に応じるのではなく、…財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重にかつ十分な検討を行うこと」を求めているが、これは債務整理を急げと言っているに等しく、金融円滑化法延長の趣旨とは相容れない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本監督指針Ⅱ-2(1)の参考の表中の「事業の持続可能性が見込まれない債務者(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該債務者の取引先の事業等に悪影響が見込まれる債務者など)」に対するソリューションの例に記載しているとおり、金融機関は、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該債務者の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行った上で、債務者や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施することが必要であり、その際、債務者の納得性を高めるための十分な説明に努めることが重要と考えます。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
6	II-2(2)経営再建計画の策定支援 II-3ソリューションの実行および進捗状況の管理	本監督指針では、税理士を、必要に応じて金融機関が連携する外部専門家として挙げている。債務者を継続的に指導している税理士の特性からすると、金融機関と債務者とで策定する経営再建計画の策定段階での支援、およびモニタリング段階での支援において、第三者としての力を最も発揮できるものとする。運用にあたっては、この税理士の特性を踏まえて監督されたい。	貴重なご意見として承ります。 なお、本監督指針のII-2(1)にお示ししているとおり、ソリューションの提案にあたって、金融機関は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携することとしております。例えば、税理士を含めた外部専門家等からの助言や提案を第三者の知見として活用することが考えられます。 こうしたソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定にあたっては、債務者が改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、債務者が自力で策定することが望ましいと考えます。本監督指針においては、必要に応じて金融機関が経営再建計画の策定を支援することとしておりますが、債務者の求めに応じて、税理士等が経営再建計画の策定支援を行うことが有効な場合も多々あると考えられます。 また、本監督指針II-3において、ソリューションの進捗状況の管理を行う際にも、金融機関は、必要に応じて連携先と協力することとしております。 本監督指針の運用にあたっては、上記の観点も十分に踏まえた上で対応を行なうことが重要と考えます。
7	II-2(2)経営再建計画の策定支援	「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」に該当する「課題解決の方向性」とは、具体的などのようなものを想定しているのか。	「課題解決の方向性」については、本監督指針のII-2(2)で説明しております(中小企業者の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、債務者の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案すること)。 このような「課題解決の方向性」の提案を通じて、金融機関が債務者の実態に即して作成した経営改善に関する資料についても、「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に示している要件を満たすものであれば、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」に該当します。
8	II-2(2)経営再建計画の策定支援	「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」に該当する場合として、「課題解決の方向性」との記載があるが、これは、簡素・定性的であっても(緻密な数値計画がなくても)、実効性があると金融機関側で判断される範囲と解釈してよいか。	貴見のとおりです。 (考え方についてはNo. 7をご参照下さい。)

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	Ⅲ-2(1)経営陣による主導性の発揮	<p>「基本方針その他必要と考えられる規定等」は、現行の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」における「基本方針」や、金融検査マニュアルに記載されている「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規程」とは別に策定する必要はないという理解でよい。</p>	<p>貴見のとおりです。 基本方針や規程等については、既存のものを改定するか、新規に策定するかは、個々の金融機関の実態に即して判断されるべきものと考えますが、これらの基本方針や規程等には、コンサルティング機能の発揮に向けた対応方針や手法等が適切に盛り込まれることが重要と考えられます。</p>
10	その他	<p>既に中小企業金融円滑化法を活用し、返済猶予を受けて事業再生に取り組んでいるが、東日本大震災の影響により、売上低迷により計画を見直さなければならない状況にある。 一方で、銀行に融資の相談をしても返済猶予中のため対応困難とされているところであり、返済猶予中でも融資が受けられるような制度を希望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(平成21年12月)」において、「貸付けの条件の変更等を行った債務者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付けの条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶していないか」を監督上の主な着眼点の1つとしております。 さらに、本監督指針Ⅱ-2(3)において、経営改善が必要な債務者等から新規の信用供与の申込みがあった場合、債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合、金融機関は積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努めることとしております。 また、本監督指針Ⅰ-2に記載しているとおり、今般の震災により、大きな被害を受けている地域においては、金融機関は、債務者の置かれている極めて厳しい状況や債務者のニーズに十分に配慮したコンサルティング機能を発揮することが重要と考えます。 なお、当庁では、震災の影響を踏まえ、平成23年3月31日に「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた検査・監督・規制上の対応について」を公表し、貸出条件の変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間の再延長を可能とする特例措置等を実施したところです。</p>
11	その他	<p>災害支援関連の貸付金が、確実に事業再建に使われるようにして、既存の債務の支払は事業再建を行った上でそれによる収益からということをしっかり確保することが重要であると考え。別言すれば、災害支援関連の貸付が、事業再建のために必要であるにもかかわらず、それに回されないで既存債務の支払に充てられることがないようにすべきと考える。この点を監督指針に明示的に付記して頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、金融機関においては、与信管理上、貸出金の資金用途を適切に把握することが必要であり、これは災害支援関連の貸出を行う場合であっても同様と考えられます。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
12	その他	<p>本監督指針案と同日に公表された中小地域金融機関向けの総合的な監督指針改正案の異同が不明確なので、両者の異同と本指針案の位置づけを明確にしてほしい。</p>	<p>本監督指針は、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させるため、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行なった中小企業者に対して金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、中小企業金融円滑化法の延長に併せて策定したものであり、中小企業者向けの貸出を行う全ての預金取扱金融機関を適用対象としております。</p> <p>一方、平成23年3月31日付で公表した、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案については、地域金融機関がそのビジネスモデルの一つである地域密着型金融を推進するにあたり、目指すべき方向等を示したものであり、適用対象は地域金融機関に限定されております。この改正案では、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った顧客に限らず、様々なライフステージの段階（創業・新事業開拓、成長段階における更なる飛躍、事業承継等）にある顧客に対して発揮が期待されるコンサルティング機能についても、お示ししております。</p>
13	その他	<p>単純に、金融機関にコンサルティング責任を付与するのは、実務を無視した理想論であり机上の空論でしかない。金融機関が、コンサルティングを根拠に主導権を握り、債権回収を優先して実施する流れが容易に確保されてしまう。中小企業金融円滑化法の趣旨に反し、中小企業者の経営改善から再生までの流れを阻む可能性さえある。</p> <p>日本経済の活力の源である中小企業者を守るため、金融機関の横暴を抑制できる規制等を策定していただきたい。</p>	<p>金融機関は、融資審査や与信管理の一環としてこれまでも経営相談や経営指導、経営再建計画の策定支援等に取り組んできたものと承知しています。このような金融機関によるコンサルティング機能の一層の定着を図るため、金融機関の経営者や実務者、有識者等から意見を伺った上で、本監督指針を策定し、コンサルティング機能の発揮にあたって金融機関が果たすべき役割を具体的にお示したところです。</p> <p>当局は、本監督指針に基づき、金融機関の取組みの状況を適切に把握し、着実な実施を促してまいります。</p>